

| 航空自衛隊仕様書   |                            |                 |           |
|--|----------------------------|-----------------|-----------|
| 仕様書の種類   | 内容による分類                    | 役務仕様書           |           |
|  | 性質による分類                    | 個別仕様書           |           |
| 物品番号   |                            | 仕様書番号           |           |
| 品名<br>又は<br>件名   | 現地外注整備<br>(市販型車両)<br>共通仕様書 | 輪分基LPS-V23006-1 |           |
|  |                            | 承認              | 令和4年3月14日 |
|  |                            | 作成              | 令和4年3月7日  |
|  |                            | 改正              | 令和6年3月14日 |
|  |                            | 作成<br>部隊等名      | 第23警戒隊    |
| <p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>a) この仕様書は、輪島分屯基地が行う市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。</p> <p>b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書に用いる用語は、次の通りとする。</p> <p>a) 個別TO等</p> <p>個別TOとは次のものをいう。</p> <p>1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）</p> <p>2) 製造会社取引説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業基準となるもの。）</p> <p>b) 車両等</p> <p>車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。</p> |                            |                 |           |

- c) 修理不能  
修理不能とは、次の各号の場合をいう。
- 1) 個別仕様書に特に指示がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が、新規取得価格の65%以上になる場合。
  - 2) 特に官側が規定した場合
- d) 監督  
監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- e) 検査  
検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格または不合格の判定を行うことをいう。
- 1.3 関連文書  
この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。
- 1.3.1 引用文書
- a) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
  - b) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
  - c) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
  - d) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
  - e) 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成12年運輸省告示第162号）
  - f) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
  - g) 自動車整備標準作業点数表（社団法人日本自動車整備振興会連合会）
  - h) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）
  - i) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
  - j) 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
  - k) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
  - l) 航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）
  - m) 航空自衛隊装備品等共通整備規則（J. T. O. 00-10-1）
  - o) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
  - p) 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
  - q) 車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）
  - r) 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
  - s) 個別TO等

## 2 役務に関する要求

### 2.1 全般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては車両等の特性、状態を考慮して整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

### 2.2 整備作業の種類

契約相手方の行うもののうちから個別仕様書で指定する。

#### 2.2.1 定期点検整備

定期点検整備は道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を次の行程に従い実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態又はそのおそれがある場合はその状態を官側に法告し、承認を得た後に分解整備、修理等の作業を実施するものとする。

#### 2.2.2 定期検査整備

定期検査整備は、航空自衛隊車両等整備基準に定める（J. T. O. 00-10-9）I検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態又はそのおそれがある場合は、その状態を官側に報告し、承認を得た後に分解整備、修理等を実施するものとする。

#### 2.2.3 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

### 2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次の通り実施しなければならない。

#### 2.3.1 定期点検

定期点検は自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業要否を確認する。その結果を自動車点検基準に定める定期点検記録簿等に記録するものとする。

#### 2.3.2 定期検査

定期検査は、車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）に定める検査手順に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業要否を確認する。その結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定める車両等作業用紙に記録するものとする。

### 2.3.3 分解整備

分解整備は、定期点検又は定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別T Oに定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成部品、部品、材料（以下「部品等」という。）等を判定する。なお、分解した部品は交換部品等を除き、品質を維持するための洗浄等の処置を行う。

### 2.3.4 修理等

修理等は、この仕様書の2. 3. 3項で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が既定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

#### a) 交換

交換は2. 3. 3項で交換を要すると判定された部品を2. 4項により交換する。

#### b) 加工

加工は修理のため要修理品の状態、特性に応じて最も適した方法で行う。

#### c) 組立・調整

組立・調整は、2. 3. 3項で使用可能品と判定されたもの又は、2. 3. 4項のa)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立て、必要に応じ各位部位を調節する。

#### d) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品は除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.5 塗装及び標識は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）並びに車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）に基づき実施するものとする。

### 2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

b) 車両等が整備作業中に修理不能に該当する判明した場合

## 2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方で準備するものとする。
- b) 部品・材料は、原則として製造会社の純正部品と同等の品質を有する優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組立品）が発生し、これの一部が使用可能な部品であり、他の組立品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。

## 2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は個別仕様書で特に規定する場合を除き、保安基準に適合したものでなければならない。

## 3 品質保証

### 3.1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2.3項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写し契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年間保管するものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、航空自衛隊調達規則（JAFR124）に基づき実施するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約相手方は次の書類を提出しなければならない。

- a) 点検整備記録
- b) 車両作業用紙
- c) その他官側の指示するもの。

### 4.2 官給品

契約相手方は、原則として官給を受けなければならない。

### 4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

### 4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

#### 4.5 安全管理

契約相手方は、各種法令等に基づき適切な安全管理を施し、事故防止に努めなければならない。

#### 4.6 補給手続き

次の事項に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品請求手続き等
- c) 交換した旧部品の返納処置

#### 4.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術事項に関する資料等の提出又は指示

#### 4.8 様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、官側に申し出て調整するものとする。